



きっかけ

福崎東中学校2年

松田湖己奏

私の弟はダンスを習っています。そのダンススクールの先生は、障がい者の方々のために無料でダンススクールをしています。だから、弟のダンスイベントには、よく障がいのある方々も参加されています。私はそれまで障がいのある方を見かけるとあまり見えては失礼になるのかと思い、見ないよう目をそらすこともありました。相手の方も見られたくないだろうと思っていたので、障がいのある方を正面からしっかりと見たこともありませんでした。ただ、私は、弟のダンスイベントをよく見に行くので、さまざまな障がいのある方たちのダンスを見る機会が多くありました。手足が大きく動かない方、大きな音が苦手な踊る時も常に

ヘッドフォンを付けている方、義足を付けておられる方、車椅子に乗っておられる方など数多くの方々に会いました。普段は目をそらしてしまい、しっかりと見ることがなかった私でしたが、そのイベントのときには、そうした方々のダンスを食い入るようにじっと見ていました。なぜなら、ダンスをされている方々がとても生き生きと、輝いており、できる限りの動きや表情で自分を表現されて、目をそらすことが失礼なくらいでした。車椅子の方は、上半身を思いつきり使って踊られています。途中、車椅子から降りて、舞台上立って車椅子を表現の道具にされていました。一番驚いたことは、義足の方が途中で義足を外して踊っていたことです。義足を外された姿は衝撃的でしたが、その方はそんなことも気にされるそぶりもなく、とても楽しそうに踊られていて、こちらまでも笑顔になる演出で、夢中になってしまいました。演技が終わった時、私は目一杯の拍手で賞賛しました。

その日、帰ってきてからふと思いました。今までは障がいのある方を一瞬でも見るとわざと目をそらしてしまっていたけれど、その行動は相手にも伝わっていて、相手をとっても傷つけていたのかもしれないということ。健常者の方が歩いていて、私の視界に入ったとしても何も思わないのに、障がいのある方に対しては見てはいけないと思ってしまうって自分か恥ずかしく、それ自身が間違った考えではないのかと感じました。知らず知らずのうちに障がいのある方々を差別してしまっていたのかも少し怖いなとドキッとしました。

障がいのある方にダンスを教えておられる先生が、イベントの挨拶の中で、「自分にも障がいのある姉がいます。姉のことを恥ずかしいと思うこともありました。隠したいと思うこともあります。母は姉を連れてくるとき、すみませんとずっと謝っていました。自分も肩身が狭いと感じることもありまして」と話されてきました。その話を聞いた時、私はとても悲しくなりました。障がいのある方とその家族が、まさか肩身の狭い思いをして生活していたとは思いませんでした。「すみません」とずっと謝っているお母さんの姿を想像すると胸がしめつけられます。なぜそのような思うのだろうか。文句を言われたことがあ



高岡小学校6年 宮谷宗士朗

福崎小学校5年 小國芽唯

田原小学校5年 大西遙斗

生活科学 センター だより

新しい還付詐欺の手口にご注意ください!!

還付金詐欺はこれまで、ATMで振り込ませる手口が主でしたが、最近では個人情報を出し、本人に成りすまして、預金口座から他の口座に送金するという新しい還付金詐欺の相談が全国から寄せられています。

トラブルに遭わないよう、十分な注意が必要です。

【事例】

役場職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある。書類を郵送したが届いていないか。手続きには期限があり今日までだ。」と電話があった。そのため、この電話で払い戻しができると言うので、払い戻し先の口座がある金融機関を伝えた。その後、先ほど伝えた金融機関を名乗った電話があり、口

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



座番号や暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手に預金口座から他の口座に送金されていた。

【アドバイス】

●役所などの公的機関をかた「保険料の還付があるので返金する」などと電話を掛け言葉巧みに銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成りすまし、預金を他の口座に不正に送金する手口です。個人情報伝えてしまうと、相手は本人に成りすましておこなうことができます。お気をください。

●公的機関や金融機関の職員などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。期限があるなどといって考える時間を与えないのも

手口の一つです。絶対に教えず、すぐに電話を切り、相手の言う電話番号を信用せず、ご自身で調べて関係機関の担当部署へ問い合わせましょう。

●成りすましの相手は声を残すことを嫌がります。「留守番電話設定」や「録音機能付き電話」は有効です。

●お金が返ってくるという電話は詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察や神崎郡消費生活中核センターへ相談しましょう。

家畜を飼育している人は報告が必要ですよ

対象となる家畜を1頭(羽)以上飼育している人は、家畜伝染病予防法により、毎年2月1日時点の飼育状況を飼育場所の所在地を管轄する家畜保健衛生所に報告する必要があります。

対象 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる(アイガモを含む)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

報告期限 4月15日
※鶏等家畜は6月15日



談しましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時
(月曜日は休館日)

報告方法

所定の報告用紙を姫路家畜保健衛生所へ郵送、FAXまたはメールで提出してください。報告用紙は兵庫県家畜保健衛生所ホームページのトップページ下部にある「定期報告書の様式(令和5年2月報告用)」からダウンロードしてください。

提出・問い合わせ先
姫路家畜保健衛生所
☎079・240・7085
FAX079・232・2685
〒679・2166 姫路市香寺町中村595の15

ホームページ
https://kaho-hyogo.jp
homepage/sakura.ne.jp/kaho/



福崎西中学校2年 藤本陽貴

人権標語

笑顔はね 心を明るく
するまほう
田原小学校4年
井奥 奏

あいさつで 深まるきずな
ひろげよう
福崎小学校6年
大浦莉恋

向き合って ほんとにそれは
あそびなの?
八千種小学校6年
城谷莉子

「ありがとう」 言葉一つで
笑顔の輪
福崎西中学校3年
楠田想葉

オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種



オミクロン株対応ワクチンは、12歳以上で初回接種（2回目接種）を終了した人が対象です。

新型コロナワクチンの公費での接種は令和5年3月末で終了予定です。前回の接種から3か月を経過した人で、オミクロン株対応ワクチンの接種がまだの人は早めの接種をご検討ください。

★12歳以上の人の接種について★

オミクロン株対応ファイザー社ワクチンを使用し、町内医療機関で個別接種を行っています。予約サイトまたはコロナコールセンターで予約を取って接種してください。モデルナ社ワクチンの接種を希望する人は、コールセンターにご相談ください。

★5～11歳の子どもへの接種について★

子どもの患者数はまだまだ増加傾向です。コロナワクチンの接種についてご検討をお願いします。（詳しい情報は兵庫県ホームページ「新型コロナワクチン5～11歳への接種について」を参照してください。）

初回接種（2回目接種）を終了した人は、5か月の間隔をあけて3回目接種が可能です。コロナコールセンターで予約を取って接種してください。

★6か月～4歳のお子さんへのワクチン接種について★

乳幼児への接種は発症予防効果が認められ、安全性も確認されています。

初回接種は3回です。（1回目から3週間後に2回目、2回目から8週間後に3回目）コロナコールセンターで予約を取って接種してください。

＝ワクチンの電話予約・接種に関するお問い合わせ先＝
福崎町新型コロナワクチンコールセンター

受付時間 8:30～17:15
電話番号 【月～金曜日】 0790-23-0567 ゼロコロナ
【土曜日】 0790-22-0560

インターネット予約は
こちらから



<https://vaccines.sciseed.jp/fukusaki>

注：接種状況はVRS（ワクチン接種記録システム）の情報で把握します。

接種中や接種後に転入した人等は、対象者から漏れる場合がありますので、「接種券」や「接種のご案内」「意向確認票」が届いていない人は、保健センターへお問い合わせください。

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや、病気・事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られたしくみです。20歳の誕生日から概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

日本国内に住民票のある20歳から60歳までの人が加入する制度です。第1号被保険者（自営業者、学生、フリーター等）の令和4年度の保険料額は月額16590円です。年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、加入者が死亡したときの遺族年金があります。

保険料が猶予・免除される制度があります

★学生納付特例制度

学生は、所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

★保険料免除制度・納付猶予制度

収入が少ないために保険料の納付ができない場合、申請をすれば保険料が免除・納付猶予される制度があります。

申請をしないまま保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、急な傷病で障がいが残ったときに障害年金を請求できなくなる等の事態を招きます。保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予制度を利用しましょう。

問い合わせ先

姫路年金事務所 ☎079・224・6382
ほけん年金課（内線365）

松岡五兄弟

松岡静雄

第71話



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

松岡家と三木家の関係⑦

—松岡静雄から三木拙二への手紙—

国立民族学博物館共同利用型科学分析室プロジェクト研究員 井上 舞

す。もともと、疎遠であったのは静雄が海軍軍人であり、ときには長期にわたって日本を離れていたことも関係しているように思われます。

さて、そんな静雄からの手紙をみていきましょう。今回紹介するのは大正4年（1915）の手紙です。

今回は、松岡静雄からの手紙を紹介していきます。といっても、実は、静雄から三木家に宛てられた手紙はほとんど残っていません。松岡五兄弟から三木家に宛てられた手紙は、250点近くありますが、静雄からの手紙はわずか9点。もちろん、他の兄弟のものも含め、送った手紙がすべて残っているわけではないでしょうが、それを考慮しても非常に少ないと言わざるを得ません。

後で紹介するように、静雄が輝夫（映丘）に依頼し、自分の希望を三木拙二に伝えた手紙が残っています。そこには「静雄は幼いころに会って以来、便りもせず」といった内容が書かれており、日頃あまり交流はなかったよう

自身ではなく、弟の輝夫に手紙を書かせています。

輝夫の手紙には、静雄が墓参りをするだけでなく、自身が見聞きした欧州の様子や、南洋諸島についての講話をしたいので、地元の有識者を集めてほしいと希望している、と書かれていました。これに対し、拙二は輝夫に対して何らかの返信をしたのでしょうか。返信はやがて、揖保郡龍野町（現たつの市）の知人、中原氏のとこに逗留していた静雄のもとに届きます。

この手紙について紹介するには、少し前提を説明しておく必要があります。前年に始まった第一次世界大戦に従軍していた静雄は、南洋諸島の占領作戦に参加し、現地統治のための防備隊参謀長となっていました。ところが、「神経衰弱」と診断され、横須賀鎮守府に転任となります。その際、休暇を利用して、生まれ故郷の辻川に帰ろうと思いついたようです。これまで紹介してきたように、兄弟たちは辻川に帰った際は、三木家の世話になっていました。静雄もまた拙二に宛てて帰郷の連絡を入れます。ただ、第一報は静雄

これを受けて、静雄自身が拙二に送った手紙が、①の手紙になります。手紙にはまず、輝夫からの手紙



①三木拙二宛松岡静雄書簡（大正4年2月19日付）



②三木拙二宛松岡静雄葉書（大正4年2月21日付）

には誤解があるようなので自分が事情を説明する、とあります。次いで、自分は何度か墓参りのために帰国したことはあるが、いつも時間がなく、辻川の人たちを訪問する機会がなかったこと。今回はいつもより時間はあるとはいえず、個別に訪問することは難しいため、人々に一か所に集まってももらえれば、一度に会うことができると。その際、希望があれば雑話をするつもりだったが、講演のような大層なことは考えていない。とい

った内容がちらちらと書かれています。また、手紙の末尾では、播州での滞在予定の日数も尽きてきたので、今回は辻川の人たちとの面談はあきらめること。墓参りをした後はすぐに立出すが、今回のことで迷惑をかけたので、三木家の門前に挨拶にだけはうかがいたい。と述べています。

静雄の言い分と輝夫が伝えた内容、いずれが正しかったのかはわかりません。ただ、先の手紙の通り、三木家に立ち寄ったのは確かなようで、三木家には、同年2月21日付の静雄からの礼状②が残っています。

「相続土地国庫帰属制度」が 令和5年4月27日から始まります

相続により農地を取得した中で「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいという人が増えています。将来、そのような土地が相続されず「所有者不明土地」が発生することを防ぐため、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

※申請窓口は地方法務局（予定）です。

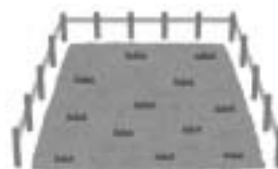
※費用がかかります。（審査手数料＋10年間の管理費相当額）

※地目が「田」「畑」のみでなく、「宅地」「雑種地」なども制度の対象です。

※建物がある、境界が明らかでないなど、申請できない条件がいくつかあります。

※土地の管理・処分を阻害するものが地上や地下にある土地など、帰属が認められない要件がいくつかあります。

現在、制度の開始に向けた準備が進められているため、詳しくは法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html をご確認ください。



農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

いずれの委員も農業者の組織する団体および町内の農業者などからの推薦または公募により募集します。

農業委員

応募した人の中から、農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる人を、町長が議会の同意を得て任命します。

■募集人数 12人

※うち1人は利害関係のない人（農業者でない人）

※認定農業者が委員の過半数になるよう選定します

■応募方法 農業委員推薦書、農業委員応募申込書のいずれかを提出

■報酬 年額（会長）220,000円（委員）186,000円



農地利用最適化推進委員

応募した人の中から、（※）農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人を農業委員会が委嘱します。

（※）農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農などの支援を行うことです。

■募集人数 ①田原地区 2人 ②八千種地区 2人 ③福崎地区 2人

■応募方法 推進委員推薦書、推進委員応募申込書のいずれかを提出

■報酬 年額186,000円

共通事項

■募集期間 1月5日（木）～2月6日（月）

■任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間

■応募用紙 提出先に備えてあります。福崎町ホームページからもダウンロードできます。

■提出先 福崎町農業委員会（農林振興課内）8:30～17:15（※土、日、祝日は除く）

■問い合わせ先 福崎町農業委員会（農林振興課内、内線314・315）

✉ noui@town.fukusaki.lg.jp